

DVに関する質問

(岐阜県子ども家庭課)

<質問1>

配偶者や交際相手から暴力を受けたとき、どこに相談すればいいですか。

<回答>

最寄りの警察若しくは、女性相談センター又は県事務所福祉課へ相談してください。お住まいの市町村でも、相談ができます。

【女性相談センター】

相談専用電話：058-213-2131

毎日 9:00～24:00

※平日の18:00～24:00及び土・日・祝日・年末年始はDV相談のみ

面接相談：月～金 9:00～17:00 ※年末年始除く

<質問2>

加害者が近寄ってこないようにするにはどうしたらよいですか。

<回答>

配偶者からの身体に対する暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、被害者からの申立てにより、地方裁判所は配偶者に対し、保護命令を出すことができます。

申立て方法については、女性相談センターや県事務所福祉課、お住まいの市町村でも案内しています。保護命令は次の種類があります。

- ① 被害者への接近禁止命令（被害者へのつきまといの禁止：期間は6か月）
- ② 電話・電子メール等禁止命令
（被害者への一定の電話・電子メール等の禁止：期間は6か月）
- ③ 子又は親族等への接近禁止命令
（被害者の同居の子又は親族等へのつきまとい等の禁止：期間は6か月）
- ④ 退去命令（被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去：期間は2か月）

<質問3>

離婚の話し合いができない場合、どうしたらよいですか。

<回答>

まずは、女性相談センター、お住まいの市町村又はひとり親家庭等就業・自立支援センターへ相談してください。無料法律相談などの情報を提供します。外国籍の方の在留資格が「日本人の配偶者等」の場合は、離婚すると「日本人の配偶者等」ではなくなるので、在留資格の変更が必要となります。

<質問4>

プライバシーの保護はありますか。

<回答>

支援や相談を受けた際に知った事実、被害者の居場所などの情報は第三者に口外されません。プライバシーは守られます。